

# 知財法務の勘所 Q & A（第102回）

## 新規性の要件について

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
弁理士 坪倉 道明

### Q1 発明の新規性とは何ですか？

**A1** 特許法では、発明が秘密のまま保持されずに、これを公開させることを目的として、独占権である特許権が付与されます。したがって、すでに公開されている発明には、独占権を付与する必要がありません。そのため、すでに公開された発明は、「新規性」がない発明として、特許を受けることができません。

### Q2 どのような発明が新規性を有していないのでしょうか？

**A2** 特許出願の請求項に係る発明が、次の4つの発明との間に相違点を有していない場合には、新規性がないとされます。

- ① 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明（特許法第29条第1項第1号）
- ② 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施された発明（同第2号）
- ③ 特許出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された発明（同第3号）
- ④ 特許出願前に日本国内又は外国において電気通信回路を通じて公衆に利用可能となった発明（同第3号）

特許出願の時は、文字どおり出願の時であって、出願の日ではありません。午前中に公知になった発明を、同日の午後に提出した場合には、出願前公知なので原則として新規性がありません。

### Q3 公然実施された発明と刊行物に記載された発明は、どのように違いますか？

**A3** 「公然実施された発明」とは、その内容が知られる状況又は公然知られるおそれのある状況で実施された発明を意味します。発明の特徴が製品の内部にあり、外見上、出願された発明との相違が判断できない場合であっても、販売された発明製品は、分解、分析等により発明の内容を知ることができますため、公然実施された発明として、新規性を失います。

「刊行物に記載された発明」とは、刊行物に記載されている事項及び刊行物に記載されているに等しい事項から把握される発明を意味します。ここで、「刊行物に記載されているに等しい事